

人の管理下にある動物を保護する法律比較表 ※1

—アメリカ、イギリスにはあるが日本にはない主な項目—

	日本	アメリカ※2	イギリス※3
動物虐待に対する捜査権限を持つ査察官	なし	各州の州法で規定	あり（敷地内立入り、捜索、動物の押収、殺処分）
動物虐待者への飼育禁止措置	なし	各州の州法で規定	あり
動物実験関連 ※4	3R 努力規定のみ	施設の登録、査察、委員会、罰則	施設の認可、実験者の免許、実験計画の免許、査察、委員会、罰則
畜産関連 ※5	法律レベルではなし（飼養保管基準のみ）	苦痛を感じない屠畜方法、屠場の査察、輸送時間制限、罰則（農場での飼育方法に関する規制法はない）	農場査察、動物種毎の詳細な飼育基準、輸送規制（輸送業者認可、査察、詳細な輸送条件）、屠畜規制（屠畜者の免許制、動物種毎の詳細な屠畜方法、屠場設備と動物の取扱いに関する詳細な基準、屠場への立ち入り調査）、罰則

（注）

※1 野生動物を保護する法律は比較対象から外した。

※2 アメリカは州法で連邦法を上回る規定がされていることもある（記載がないものは連邦法の規定＝動物福祉法、人道的屠畜法、28時間法、及びそれらの関連規則）。

※3 イギリスでは対象動物種別毎に法令が細かく分かれている。表は基本法となる動物福祉法 2006、及び動物（科学的処置）法 1986、畜産動物規則 2007、屠畜規則 1995、動物（輸送）令 2006 を参照した。

※4、5 EU では加盟国全体に法的拘束力を持つ理事会指令や理事会決定において、畜産動物、輸送、屠殺、動物実験等に関わる詳細な規則を定めている。

※4 EU では 1986 年に野生動物及び放浪・野良動物を使った実験を原則禁止、2009 年に化粧品目的の動物実験を原則禁止（域内流通禁止を含む）、2010 年には霊長類を使った実験を原則禁止としている。

※5 EU では 2007 年から子牛用のクレート（身動きできない木枠の囲い）を禁止、2012 年 1 月から採卵鶏のバタリーケージ（1羽あたり B5～A4 スペースしかない狭い多段式の

まとめ：動物実験の法制度改善を求めるネットワーク

ケージ)を禁止している。2013年1月からは妊娠豚用のストール(向きを変えることすらできない狭い檻)禁止が予定されている。これらはアメリカでもいくつかの州では禁止され、また主要な業界団体やチェーン店による廃止の動きがある。日本の農家でも大々的に使われているが何の動きもない。

※ 海外の法令の詳しい翻訳資料集が ALIVE (地球生物会議) から出版されている。

<http://www.alive-net.net/material/materialbook/index.html>

※ 家畜福祉の海外ニュースは以下のサイトが参考になる。

<http://www.agri.tohoku.ac.jp/animal-welfare/pg417.html>